

# 取引の計上区分及び配賦に関する会計基準

制 定 平成 26 年 4 月 1 日

最近改正 平成 29 年 2 月 16 日

取引の計上区分及び配賦に関する会計基準を次のように定める。

## 取引の計上区分及び配賦に関する会計基準

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）
- 第 2 章 一括配賦（人件費）（第 5 条－第 9 条）
- 第 3 章 一括配賦（地方債）（第 10 条－第 12 条）
- 第 4 章 個別配賦（第 13 条－第 15 条）
- 第 5 章 雑則（第 16 条）
- 附 則

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この基準は、財務諸表の作成にあたり、取引を計上する会計、所属及び管理事業（以下、所属及び管理事業を「セグメント」という。）の区分に関する基本的な考え方及び配賦（第 3 条第 2 項に規定する会計処理をいう。以下同じ。）に関する取扱いを定めるものとする。

2 会計及びセグメントの区分は、吹田市財務諸表作成基準（以下「作成基準」という。）第 2 条に規定する有用な財務に関する情報の提供を目的に行うものとする。

3 作成基準第 4 条第 4 項の規定により、会計及びセグメントの区分に関する基本的な考え方及び配賦に関する取扱いは継続して適用するものとし、会計、組織、行政制度の新設及び改廃など、特段の理由がある場合を除き、みだりに変更してはならない。

#### （定義）

第 2 条 この基準の用語の定義は、各条に定めるもののほか、作成基準及び評価性引当金に関する会計基準の定めるところによる。

#### （会計及びセグメントの区分の時期）

第 3 条 取引は、発生の都度、それが帰属する会計及びセグメントに区分する。

2 取引の内容及び事務処理の効率上の理由などにより、取引の発生の都度、帰属するセグメントに区分することが困難又は適当でない場合は、前項の規定に関わらず、特定のセグメントに暫定的に区分し、会計管理者及び各部等の長が、作成基準第 6 条第 1 項及び第 2 項に規定する決算整理手続として、帰属するセグメントに修正するものとする。

3 前項に規定する配賦は、会計管理者が行うもの（以下「一括配賦」という。）と各部等の長が行うもの（以下「個別配賦」という。）に分類する。

#### （会計及びセグメントの区分）

第 4 条 歳入及び歳出に関する取引（以下「現金取引」という。）の会計の区分は、歳入歳出決算との整合を確保するため、当該歳入歳出が属する会計としなければならない。

2 現金取引のセグメントの区分に関する基本的な考え方は、別表 1 のとおりとする。（ただし、次項に規

定する取引を除く。)

- 3 一括配賦の対象となる人件費に関する取引及び地方債に関する取引のセグメントの区分は、それぞれ第2章及び第3章に定めるとおりとする。
- 4 一般会計の現金預金勘定の残高は、次のセグメントの貸借対照表に表示する。  
所 属 会計室  
管理事業 会計事務事業
- 5 歳入歳出外現金に関する取引は、前項に規定するセグメントに区分する。
- 6 現金取引、歳入歳出外現金に関する取引以外の取引（以下「非現金取引」という。）の会計及びセグメントの区分に関する基本的な考え方は、別表2のとおりとする。（ただし、第3項に規定する取引を除く。）

## 第2章 一括配賦（人件費）

（一括配賦の対象となる人件費に関する取引）

第5条 一括配賦の対象となる人件費に関する取引は、特別職、一般職員及び再任用職員に係る給料、職員手当等及び共済費（ただし、人事室において支出手続きを行うものに限る。）に関する取引をいう。

（給料等の配賦金額の算定方法）

第6条 給料、職員手当等（ただし、時間外勤務手当、休日勤務手当、退職手当及び期末勤勉手当を除く。）及び共済費（ただし、期末勤勉手当に係る金額を除く。）（以下「給料等」という。）のセグメントごとの配賦金額（以下「配賦金額」という。）は、職員1人当たりの給料等の金額に職員数を乗じる次の式で算定する。

$$\frac{\text{当該月の給料等の支出額}}{\text{当該月の職員数}^{\ast}} \times \text{当該月の当該セグメントの職員数}^{\ast}$$

※配賦金額の算定に用いる職員数は、当該月の給料を支給した職員数とする。（以下同じ。）

（時間外勤務手当等の配賦金額の算定方法）

第7条 時間外勤務手当及び休日勤務手当（以下「時間外勤務手当等」という。）の配賦金額は、1時間当たりの時間外勤務手当等の金額に時間外勤務手当等支給時間数を乗じる次の式で算定する。

$$\frac{\text{当該月}^{\ast}\text{の時間外勤務手当等の支出額}}{\text{当該月}^{\ast}\text{の時間外勤務手当等支給時間数}} \times \text{当該月}^{\ast}\text{の当該セグメントの時間外勤務手当等支給時間数}$$

※時間外勤務手当等の配賦における当該月とは、時間外勤務等を行った月をいう。

（退職手当の配賦金額の算定方法）

第8条 各セグメントに係る退職手当引当金要引当金額は、職員1人当たりの退職手当支給見込額に職員数を乗じる次の式で算定する。

$$\frac{\text{退職手当の支給見込額}^{\ast}}{\text{当該会計年度の各月の職員数の合計}} \times \text{当該会計年度の各月の当該セグメントの職員数の合計}$$

※退職手当の支給見込額とは、財務諸表の作成基準日に在職する職員（ただし、同日付で退職する職員を除く。）が同日付で自己都合により退職した場合の退職手当支給見込額をいう。

- 2 退職手当の支出に関する取引（退職手当引当金の取崩及び支払）の配賦金額は、退職手当支出額を職員数で除した金額に職員数を乗じる次の式で算定する。

$$\frac{\text{当該会計年度の退職手当支出額}}{\text{当該会計年度の各月の職員数の合計}} \times \text{当該会計年度の各月の当該セグメントの職員数の合計}$$

- 3 第1項の規定により算定した各セグメントの退職手当要引当金額と、前項に規定する取引を配賦した後における各セグメントの退職手当引当金の残高との差額を、退職手当引当金繰入額として配賦する。  
(期末勤勉手当等の配賦金額の算定方法)

第9条 期末勤勉手当及びそれに係る共済費（以下「期末勤勉手当等」という。）の配賦金額は、職員1人当たりの期末勤勉手当等から賞与引当金を控除した金額に職員数を乗じる次の式で算定する。

$$\frac{\text{期末勤勉手当等支出額} - \text{賞与引当金}}{\text{期末勤勉手当等の支出の原因が属する期間のうち、当該会計年度の各月の職員数の合計}} \times \frac{\text{期末勤勉手当等の支出の原因が属する期間のうち、当該会計年度の各月の当該セグメントの職員数の合計}}$$

- 2 賞与引当金及び賞与引当金繰入額の配賦金額は、職員1人当たりの賞与引当金対象賞与等の金額に職員数を乗じる次の式で算定する。

$$\frac{\text{賞与引当金対象賞与等の金額}^{\ast}}{\text{賞与引当金対象賞与等の支出の原因が属する各月の職員数の合計}} \times \frac{\text{賞与引当金対象賞与等の支出の原因が属する各月の当該セグメントの職員数の合計}}$$

※賞与引当金対象賞与等とは、翌会計年度6月に支給する期末勤勉手当支給見込額及びそれに係る共済費の支出見込額のうち、支出の原因が当該会計年度に属する金額をいう。

### 第3章 一括配賦（地方債）

（一括配賦の対象となる地方債に関する取引）

第10条 一括配賦の対象となる地方債に関する取引は、地方債の発行及び償還に関する取引並びに地方債利息及び手数料の支出に関する取引をいう。

（建設債の配賦金額の算定方法）

第11条 地方債のうち建設債に関する取引は、発行単位ごとの発行額について、それを財源として充当したセグメントを特定し、それに基づき配賦する。

- 2 一の発行単位の発行額が複数のセグメントの財源として充当されている場合は、各セグメントの充当額により按分し配賦金額を算定する。この場合、各セグメントに充当した金額を特定することが困難なときは、当該発行単位の発行額を、予算額、固定資産の取得価額、施設の面積その他適当な係数により按分した金額を各セグメントに充当した金額とする。

（特別債の配賦金額の算定方法）

第12条 地方債のうち特別債に関する取引は、次のセグメントに区分する。

所 属 企画財政室  
管理事業 公債事業

### 第4章 個別配賦

（個別配賦の対象となる取引）

第13条 個別配賦の対象となる取引は、一括配賦の対象となる取引以外の取引で、例示すると概ね次のとおりとなる。

(1) 一括調定案件

複数のセグメントに計上する資産や費用に関連する歳入を、調定時には特定のセグメントに区分した場合（国・府支出金、雇用保険料など）

(2) 一括調達案件

事務の効率性及び経済性の観点から、複数のセグメントに計上する資産や費用に関する契約を特定の所属において調達し、支出命令時には当該所属のセグメントに区分した場合（工事請負、物品購入、業務委託など）

(3) 予算一括計上・執行案件

一元的な予算の編成又は執行の観点から、複数のセグメントに計上する費用を特定の所属において支出し、支出命令時には当該所属のセグメントに区分した場合（非常勤職員の人件費、共済費など）

（個別配賦の配賦金額の算定）

第 14 条 個別配賦に係る配賦金額の算定は、一括配賦の方法に準じ、各セグメントに係る金額を特定する、又は、職員数、面積、数量、決算額など取引の内容に応じた係数で按分するなど、配賦を行う各部等の長が適当と認める方法により行う。

（一般財源の取扱い）

第 15 条 次の各号に規定する歳入については、それにより収入した現金預金のうち各セグメントの財源として充当した金額を一般財源充当額として表示するため、充当先の各セグメントに配賦せず、第 4 条第 2 項の規定により区分したセグメントに計上する。

(1) 地方税

(2) 地方譲与税

(3) 税関連交付金

(4) 地方特例交付金

(5) 地方交付税

(6) 寄附金のうち一般寄附金

(7) 財政調整基金繰入金

(8) その他一般財源として充当する歳入

## 第 5 章 雑則

（細則）

第 16 条 この基準に定めるもののほかセグメントの区分及び配賦に関する取扱いについて必要な事項は、会計管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 3 月 30 日から施行し、平成 26 年度の財務諸表の作成から適用する。

附 則

この基準は、平成 29 年 2 月 16 日から施行し、平成 28 年度の財務諸表の作成から適用する。

別表1 現金取引のセグメントの区分に関する基本的な考え方（第4条第2項関係）

取引の内容		セグメントの区分の基本的な考え方
歳入	行政コスト計算書の収入に係る取引のうち、歳出の特定財源であるもの	当該歳出に係る取引を計上する所属・管理事業
	行政コスト計算書の収入に係る取引のうち、歳出の特定財源でないもの	当該歳入に関連する歳出に係る取引を計上する所属・管理事業又は各部等の長が決定する所属・管理事業 例) 物品売払収入は、当該歳入予算が属する各部等の長が決定する所属・管理事業
	貸借対照表の資産又は負債に関連する取引 ※貸付金償還金、基金繰入金など	当該歳入に関連する資産又は負債を計上する所属・管理事業又は各部等の長が決定する所属・管理事業 例) 貸付金償還金は当該貸付金を計上する所属・管理事業
歳出	貸借対照表の資産又は負債に関連する取引 ※施設の建設・改修工事、出資金、貸付金、基金積立金、リース債務返済支出、維持補修費など	当該歳出に関連する資産又は負債を管理又は計上する所属・管理事業（管理事業については、加えて当該歳出予算が属する管理事業）
	上記以外の取引	各部等の長が決定する所属、当該歳出予算が属する管理事業

別表2 非現金取引の会計及びセグメントの区分に関する基本的な考え方（第4条第6項関係）

取引の内容	会計及びセグメントの区分の基本的な考え方
評価性引当金に関する取引	対象となる債権を計上する会計、所属、管理事業
固定資産に関する取引 ※減価償却、受贈、移管、減損など	対象となる固定資産を計上する会計、所属、管理事業